

平成 14 年度 行政の福祉化推進プロジェクト報告書

平成 15 年 3 月

行政の福祉化推進プロジェクトチーム

<目 次>

I	はじめに	2
II	これまでの検討経過	3
III	今回の検討の視点	4
	1. 官公需発注に際して、障害者雇用を確保する方策の検討	4
	2. 緊急地域雇用創出特別基金事業を活用した就職困難層への就労支援方策の検討	5
	3. 既存資源等の活用の際しての地域ニーズとのマッチング	5
	4. 公務労働分野における障害者等の就労促進方策の検討	6
	5. これまでの取り組みのさらなる推進	6
IV	重点検討項目の設定及び検討結果	7
	1 官公需発注に際して、障害者雇用・就労支援の検討	7
	(1) 障害者など就職困難層の雇用促進のための手法	8
	(2) 企業の障害者等の雇用を誘導するための手法	10
	(3) 安定的な授産製品調達のための仕組み	12
	2 緊急地域雇用創出特別基金事業の活用	13
	(1) 障害者の雇用促進（平成 15 年度緊急地域雇用創出特別基金事業（予定））	13
	(2) 常用雇用促進に向けた取り組み	13
	(3) 求人情報の効果的な情報提供システムの構築について	14
	3 既存資源の福祉活用の検討	14
	(1) 既存資源の活用に向けた地域ニーズとのマッチングシステムの検討	15
	(2) 府営住宅における住宅困窮者への優先入居と入居後の福祉支援	16
	4 公務労働分野における障害者等の就労促進方策の検討	17
	(1) 知的障害者の非常勤職員雇用（事務）に向けた取り組み	17
	(2) 母子家庭の母等の非常勤職員雇用（事務）に向けた取り組み	17
	5 これまでの取り組みのさらなる推進と今後の推進体制について	18
	まとめ	19
	行政の福祉化推進プロジェクト 継続実施項目一覧	20

I はじめに

行政の福祉化への取り組みについては、府自らの取り組みとして、福祉分野の制度・施策の枠組みにとらわれず、福祉を基本に住宅・教育・労働など府政の各分野が連携し、障害者や高齢者などの自立支援につながる施策を推進することを目的に平成12年3月に報告書を取りまとめ、様々な取り組みを進めてきたものである。

しかしながら、報告書を取りまとめて2年余りが経過する中、解決できなかった事項や事業の実施・検討の過程において、新たな課題もでてきているところである。

まず、雇用失業情勢が一層の厳しさを増す中、とりわけ障害者や母子家庭の母をめぐる雇用環境はとくに厳しいものがある。

現在府においては、国、労使団体とともに、平成14年9月にとりまとめた「12万人緊急雇用創出プラン(案)」において、障害者や母子家庭の母など就職困難者の方々の雇用・就労の促進を柱の一つとして位置づけ、府政のあらゆる分野で雇用創出の視点から事業展開を図る「L I V E W O R K事業」など様々な取り組みを通して、その促進に努めている。

このような状況を踏まえ、これまでの取り組みを総括しながら、さらに充実・強化するため、府の公共発注や公務労働を活用して、障害者や母子家庭の母の雇用により一層つながる視点で重点的に検討を行った。

また、平成14年度は、子ども、障害者、高齢者の既存福祉計画の改定年であることに加え、新たに社会福祉法に基づく地域福祉支援計画を府において策定することとなっている。さらに母子寡婦福祉法及び関係法が一括改正され、児童扶養手当制度が見直されるとともに、市等において母子自立支援員を置くなど相談体制の強化を図り、就労支援を柱とした総合的な自立支援策の再構築を図ることとなった。

いわば、本年度は、障害者、高齢者の地域生活への移行支援や地域のつながりを再構築する中で福祉課題を解決していく取り組みが進められる起点の年でもある。

府営住宅や府立高校の余裕教室などの既存資源を活用した地域貢献については、府としてもこれまで以上に積極的に進めていくものとした。

そのため、行政の福祉化推進プロジェクトチームを昨年6月に再度設置し、過去2年間の取組状況と課題などを整理した「行政の福祉化促進プロジェクトフォローアップ報告書」を取りまとめるとともに、①公共事業等発注時における障害者の雇用・就労支援の検討、②緊急地域雇用創出特別基金事業活用の検討、③既存資源の福祉活用の検討の3点を課題として設定し、検討を進め、様々な取り組みを積極的に進めることとした。

本報告書に記載した事項については、「行政の福祉化推進会議(仮称)」を新たに設置し、平成15年度から全庁の取り組みとして具体化するとともに継続的に検討を行っていくものとする。

Ⅱ これまでの検討経過

○行政の福祉化促進プロジェクトチーム設置【平成11年度】

府政のあらゆる分野において、福祉の視点から総点検し、住宅、教育、労働などの各分野の連携のもとに既存資源の活用をはじめ、施策の創意工夫や改善を通して、障害者や母子家庭の母、高齢者などの雇用・就労機会の創出や自立支援に取り組むいわゆる「行政の福祉化」は、平成11年11月に副知事をトップに全庁にまたがるプロジェクトチームを発足させ、種々の検討を行うこととした。プロジェクトチームは、検討の視点として、

- (1) 雇用・就労支援の充実・強化
- (2) 既存資源等を活用した福祉施策の推進
- (3) 「行政の福祉化」の推進体制の確立

の3点を設定し、その下に実務担当者をメンバーとする個別課題の検討チームを設け、短期間の集中的な検討により、平成12年3月に「行政の福祉化促進プロジェクト報告書」をとりまとめた。

「行政の福祉化促進プロジェクト報告書」は、

- ①緊急地域雇用特別基金事業の活用
- ②公共事業等発注における雇用、就業の促進
- ③既存資源の福祉的活用
- ④新たな雇用・就業機会の創出
- ⑤就業（支援）対策〔行政の福祉化〕の体制整備

の5つの重点課題について、検討を行い、実施すべき項目、方向性を見出す項目等に整理した。

○行政の福祉化推進プロジェクトチームの設置【平成14年度】

平成14年6月 「行政の福祉化推進プロジェクトチーム」を設置

平成14年9月 「行政の福祉化フォローアップ報告書」を取りまとめ、本報告書で抽出された新たな課題等について、テーマ毎にワーキングチームを設置

- ①公共事業等発注における障害者の雇用・就労支援検討チーム
- ②緊急地域雇用創出特別基金事業活用検討チーム
- ③既存資源福祉活用検討チーム

また、障害者等就労支援推進会議の下に設置した公務労働検討チームにおいて、知的障害者や母子家庭の母の公務労働内における就労支援方策の検討を行った。

Ⅲ 今回の検討の視点

「行政の福祉化推進プロジェクト」においては、前回の報告書のとりまとめ以後、平成12・13年度の2年間の取り組み状況と現状の厳しい雇用情勢などを踏まえ、以下の視点で検討を行うこととした。

1. 官公需発注に際して、障害者雇用を確保する方策の検討
 - ・ 障害者など就職困難者の雇用促進のための手法の検討
 - ・ 企業の障害者等雇用を誘導するための手法の検討
 - ・ 安定的な授産製品調達のための仕組みづくり
2. 緊急地域雇用創出特別基金事業を活用した就職困難層への就労支援方策の検討
3. 既存資源等の活用の際しての地域ニーズとのマッチング
 - ・ 既存資源の活用に向けた地域ニーズとのマッチングシステムの検討
 - ・ 府営住宅における住宅困窮者への優先入居と入居後の福祉支援のあり方の検討
4. 公務労働における障害者等の就労促進方策の検討
 - ・ 障害者の非常勤職員としての雇用に向けた検討
 - ・ 母子家庭の母等の非常勤職員としての雇用に向けた検討
5. これまでの取り組みのさらなる推進
 - ・ 既存資源等の活用や授産物品の購入、府有施設等敷地内での授産物品の販売などこれまでの取り組みのさらなる推進
 - ・ 今後の推進体制の整備検討

1. 官公需発注に際して、障害者雇用を確保する方策の検討

(1) 障害者など就職困難者の雇用促進のための手法の検討

厳しい雇用情勢のもと、就職困難層とりわけ障害者をめぐる雇用環境は厳しいものがある。

中でも、知的障害者については、公共発注や公務労働とのマッチングにおいて、府としての取り組みが進んでいなかった。

このような中、知的障害者の就労訓練の場を提供する目的で、大阪知的障害者雇用促進建物サービス事業協同組合への清掃業務の発注を通じて支援を行ってきたところ

であるが、さらにこれを推し進めて、清掃業務について、発注規模別に最も適切と思われる手法を用い、知的障害者などの雇用が促進される取り組みについて検討を行った。

また、府のIT業務をアウトソーシングすることにより、在宅障害者の就労支援を行う仕組みについても検討を行った。

(2) 企業の障害者等雇用を誘導するための手法の検討

入札参加資格申請時などにおいて報告を受けている障害者の雇用状況や2003年からスタートさせる商工労働部での顕彰システムを活用して官公需発注に際しての配慮に結び付けていく方策について検討を行った。

(3) 安定的な授産製品調達のための仕組みづくり

授産製品の購入については、記念品などの報奨物品を中心に購入促進に努めてきたところであるが、定時的かつ定量的に発注される物品についても、授産製品を購入促進するルール作りに向けた諸条件の整理について検討を行った。

2. 緊急地域雇用創出特別基金事業を活用した就職困難層への就労支援方策の検討

これまで実施されてきた緊急地域雇用創出特別基金事業については、雇用が短期間に限られていることから、障害者、母子家庭の母をはじめ、求職者が希望している必要な安定雇用に結びつきにくい側面があった。

このような状況を踏まえ、国において、①委託先に対し基金事業終了後の正式雇用を促すこと②正式雇用が困難な場合、再就職活動を促すこと、という方針が示されたところである。

一方、就職困難者の就労支援を行う事業として、地域就労支援事業、障害者就業・生活支援センター事業、母子家庭等就業支援センター事業などが、相次いで実施されているところである。

このようなことから、緊急地域雇用創出特別基金事業後の雇用支援に向け各種就労支援事業との連携方策について検討を行った。

3. 既存資源等の活用の際しての地域ニーズとのマッチング

(1) 既存資源の活用に向けた地域ニーズとのマッチングシステムの検討

既存資源の活用については、これまでの取り組みから、府営住宅や高校の余裕教室、低・未利用地の福祉活用など、取り組みが進んできている。

しかし、高齢者や障害者、母子家庭向けなど活用目的が多様化している中、限りある資源を効果的かつ効率的に利用するためには、既存資源の活用要件と多様な福祉ニーズとのマッチングを効果的かつ効率的に決定していくことが必要である。

このため、既存資源の空き情報と地域の福祉ニーズをコーディネートする仕組みづくりの検討を行った。

あわせて、余裕教室の活用を一層促進するために、効果的な情報提供のあり方について検討を行った。

(2) 府営住宅における住宅困窮者への優先入居と入居後の福祉支援の検討

府営住宅の優先入居については、すでに福祉枠による募集が6割に達しており、高齢者世帯、母子世帯、障害者世帯など多様な福祉ニーズを有する入居者が増加している。

こうした状況をふまえ、入居後の福祉支援について、課題把握を行う手法や一般的な見守り事業の他に活用できる事業がないかなどの検討を行った。

4. 公務労働分野における障害者等の就労促進方策の検討

障害者等就労支援推進会議の下に設置した公務労働検討チームにおいて、本庁における職場実習の受入れの検証を行いつつ、公務労働分野における障害者の就労促進のあり方について検討を行ってきた。

今年度は、障害者のなかでも特に就労環境の厳しい知的障害者のほか、同じく厳しい雇用環境に置かれている母子家庭の母等についてもその対象範囲に加え、府自らが積極的に雇用を進める手法をとることができないかどうかを中心に、検討を行った。

5. これまでの取り組みのさらなる推進

(1) 既存資源等の活用や授産物品の購入などこれまでの取り組みのさらなる推進

府営住宅や府立高校の余裕教室、府営公園など既存資源の活用については、引き続き進捗管理を行うとともに、新たな取り組みについても、随時追加を行っていく。

(2) 今後の推進体制の整備検討

今後、一層様々な施策・事業構築の過程において、福祉的視点を取り入れるため、「行政の福祉化推進会議(仮称)」を設置することとする。

IV 重点検討項目の設定及び検討結果

前記検討の視点に沿って、フォローアップ報告書で課題とされた事項、行政の福祉化をめぐる新たな動きを踏まえた要検討事項について、実務的・専門的見地から実務担当者からなる個別検討チームを設け、必要な検討を行った。

1 官公需発注に際して、障害者雇用・就労支援の検討

■ 検討結果及び実施内容

(1) 障害者など就職困難者の雇用促進のための手法

○府の清掃業務を活用して障害者などの雇用促進につながる取り組みを実施する。

- ・大規模物件に総合評価入札制度を導入し、評価項目に障害者等の雇用の視点などを盛り込むモデル的取り組みを実施する。【平成 15 年度実施】
- ・中規模物件に、総合評価入札の考え方を一部踏襲したプロポーザル方式を導入するモデル的取り組みを実施する。【平成 15 年度実施】
- ・小規模物件については、府が知的障害者の就労訓練修了生を非常勤職員として直接雇用することにより、民間企業への雇用のステップアップを目指すモデル的取り組みを実施する。【平成 15 年度実施】

○府の IT 関連業務を活用し、在宅障害者の就労支援を行う取り組みを実施する。

- ・庁内の IT 関連業務の一部を、障害者 IT サポートセンターへ発注することにより、在宅障害者への就労支援を行う取り組みを実施する。【平成 15 年度実施】

(2) 企業の障害者等の雇用を誘導するための手法

○入札参加資格申請時などにおいて報告を受けている障害者の雇用状況や平成 15 年度からスタートさせる商工労働部での顕彰システム(大阪府ハートフル企業顕彰制度)を活用して官公需発注に際しての配慮に結び付けていく方策については、他府県事例や庁内調査の結果をもとに今後、引き続き検討する。【平成 15 年度継続検討】

(3) 安定的な授産製品調達のための仕組みづくり

○府の物品調達に際し、定期的かつ定量的に発注される物品(例えば、封筒など)について、授産製品の購入促進のための諸条件の整理を引き続き検討する。【平成 15 年度継続検討】

■検討結果の内容

(1) 障害者など就職困難層の雇用促進のための手法

①競争入札における最低制限価格の設定及び低入札価格調査制度の導入

障害者等就職困難層の就労機会の確保に影響を及ぼす懸念があった競争入札における予定価格を大幅に下回る受注については、その防止の観点から平成14年3月に地方自治法施行令が改正され、工事・製造の請負契約に限定されていた低入札価格調査制度と最低制限価格制度が、すべての請負契約に拡大されることとなった。

この改正を受け、清掃業務の発注に関して、その導入について委託役務庁内検討会議と連携しながら検討を行った。

その結果、清掃業務の発注にあたっては、統一的な積算基準に基づき、標準的な仕様を作成するとともに、最低制限価格の設定及び低入札価格調査を平成15年度から実施することとした。

②障害者雇用等に配慮した清掃業務の発注手法の検討

府有施設の清掃業務は、施設が多種多様で規模も異なることから、各施設の清掃業務に従事する清掃員の数や予定価格などによって分類し、発注手法などを工夫して実施することとした。

■清掃業務等の発注手法について

規模分類	分類の考え方	実施方針	平成15年度の対応
大規模施設	国際競争入札（予定価格2,900万円以上）に該当する発注物件	総合評価入札（評価項目に障害者雇用の視点を導入）	モデル実施
中規模施設	清掃業務積算において一日当たりの人員が2名以上かつ国際競争入札に該当しない発注物件	プロポーザル方式	総合評価入札の考え方を踏襲したモデル実施
小規模施設	清掃業務積算において一日当たりの人員が1名以下の発注物件	知的障害者を府非常勤職員として雇用	モデル実施

今後、大規模施設において実施する総合評価入札に関しては、2ヶ所においてモデル実施するものとし、落札者決定基準において、障害者雇用や母子家庭の母の雇用に関する視点などを設定することについて整理を行う。

また、中規模施設においては、総合評価入札の考え方を一部踏襲したプロポーザル方式を導入し、モデル実施を行う。

さらに、小規模施設においては、清掃業務の就労訓練を修了した知的障害者を非常勤職員として府自らが雇用し、将来的に民間企業等への雇用につなげることをめざす。平成15年度は3ヶ所でモデル実施を行う。

③清掃業務の就労訓練の取り組み（大阪知的障害者雇用促進建物サービス事業協同組合）

府では、「大阪知的障害者雇用促進建物サービス事業協同組合」への清掃業務の発注による訓練の場の提供を通して、知的障害者等の就労支援に努めてきた。平成14年度においても65施設の清掃業務の発注を行っているところであるが、訓練修了生の民間企業への就職については、厳しい雇用情勢のもと、雇用へつなげる取り組みが求められている。

また、今後、府の清掃発注における総合評価入札の実施の前提として、スキルを持った知的障害者の存在は不可欠であり、受注企業をはじめとした民間企業等での雇用に結び付けるためにも、就労訓練の場の提供は必要であり、今後も引き続き支援を行う。

④IT関連業務のアウトソーシング

ITの進展により、自宅などでパソコン等を利用して時間にとらわれず仕事をするSOHOが全国的に普及し始め、一部には、障害者等を対象としたテレワークの運用が始まるなど、ITを活用した新たな就労形態が可能となってきた。

このため、障害者ITサポートセンターを活用して、府のIT関連業務の一部をアウトソーシングすることにより、在宅障害者の就労支援を行う。

⑤今後の検討課題

清掃業務やIT関連業務のほかにも、府営住宅における畳・襖の障害者授産施設・福祉工場への発注などについて、障害者の自立支援や就労訓練などの施策の位置づけのもとで、取り組みを進めることができないか、今後とも引き続き検討を行っていく。

(2) 企業の障害者等の雇用を誘導するための手法

①障害者雇用状況報告の現状

種別	報告状況	配慮方策
物品関係	平成 15 年度から有効となる物品関係競争入札参加資格の一括申請時から雇用状況の報告を求める。	府の物品調達先のほとんどが中小企業である。そのため、入札参加資格の等級区分評点を設けておらず建設工事と同様の配慮はできない。
請負業務関係（建設工事関係を除く）	新たな制度創設となる請負契約業務の入札参加資格の一括申請受付時に雇用状況の報告を求める。	また、中小企業の多くが障害者法定雇用率の適用外（常用雇用労働者数 55 名以下）の事業所であり、評価指標を定めることにより、零細企業の排除つながることが懸念されることもあり、配慮を行っていない。
建設工事関係	建設工事入札参加資格申請時に障害者雇用状況の報告を求める。	入札参加資格の等級区分評点において、法定雇用率を超える障害者の雇用を達成した企業に対して、福祉点を加算する。

措置・配慮事項がない物品関係、請負業務関係（建設工事関係を除く）についての配慮方策について、検討を要するところであるが、評価事項としては、後述する大阪府ハートフル企業顕彰制度と重複するものであるため、当該顕彰制度における配慮方策と併せて引き続き検討を行う。

②他の都道府県の配慮事項

大阪府を含め、14 団体で公共事業等の発注において、障害者雇用に配慮する方策をとっている。

■他の都道府県における配慮方策

種別	配慮した企業	配慮方策
物品役務関係	○障害者法定雇用率の達成企業 ○障害者を積極的に雇用している企業 ○福祉的な就労を実施している授産施設、小規模作業所等	○入札参加資格の等級格付けにおける加点 ○指名競争入札における優先指名 ○随意契約における優先調達、見積もり合わせの優先参加
建設工事	○障害者法定雇用率の達成企業 ○障害者雇用優良事業所表彰を受けた事業所	○入札参加資格の等級格付における加点、減点

③大阪府ハートフル企業顕彰制度の創設と顕彰企業への配慮事項の検討

○大阪府ハートフル企業顕彰制度の創設

府内の民間事業所を対象に、障害者雇用に関わる様々な企業活動に焦点を当て、一定の評価基準に基づく事業所からの自主的な応募に対し、優れた活動を行っている事業所を表彰し、府民に広く紹介する全国初の顕彰制度として、大阪府ハートフル企業顕彰制度を創設した。

○当該顕彰制度による顕彰企業への配慮事項の検討

企業の障害者雇用を促進する一方策として、大阪府ハートフル企業顕彰制度において表彰された事業所に対して配慮できる業務等について、全庁調査を実施した。調査の結果、様々な課題整理は必要であるが、配慮が考えられる項目の概要は次のとおりである。

ア 手続の省略、手続期間の延長、先行受付などの配慮

- ・請負契約業務入札参加資格申請制度において、入札参加資格申請の資格有効期間（原則2年度間）を、表彰された事業所については延長する等の配慮
- ・請負契約業務入札参加資格申請制度において、ランク制を導入する場合は、表彰の有無を評価項目とする等の配慮

イ 公の施設の使用料、利用料金の減免など

- ・複数施設における使用料、利用料金の減免

ウ その他

- ・インターネット等を活用して発注・入札情報の積極的提供を行う等の配慮
- ・指名競争入札における優先指名及び請負業務の随意契約における優先発注等の配慮
- ・表彰された事業所が実施する社内研修等への協力
- ・用地の貸付け希望者が複数ある場合、表彰された事業所を優先

今後は調査結果を踏まえ、配慮が考えられる業務等について、その実現に向けて詳細を検討していく。

しかし、表彰された事業所に特化した措置、配慮については、他の行政分野における貢献企業に対する配慮（予定）の有無をはじめ、他施策との均衡を図ることも必要と考える。特に、公の施設の減免措置については、対象とならないその他の企業との違いの明確化を図ることや各施設の設置目的と必ずしも一致するものではないため、全庁的な位置づけなどの整理が必要である。

なお、清掃業務における総合評価入札の評価項目への反映については、平成15年度の表彰された事業所が対象となる平成16年度入札実施分への適用を検討する。

(3) 安定的な授産製品調達のための仕組み

① 定時定量調達が可能な物品の検証

府が業務を遂行する上で必要となる物品は多種多様であるが、その調達に際し障害者授産施設などの供給品目で安定的に調達が可能と考えられる品目は、封筒、2号用紙、軽印刷などが考えられる。なかでも、発注量の予測がある程度容易で、また将来的にも一定の需要があるものとして、封筒について検討を行った。

本庁使用分の封筒については、低廉な購入を目的に指定用品となっており、用度課を経由した一括発注となっていることに加え、物品調達については、平成16年度から原則として電子入札による調達へと移行していくため、価格及び調達手法の面で、その状況を踏まえる必要があり、現時点で直ちに整理が難しい状況にある。

一方、出先機関における購入については、指定用品ではなく、機関ごとに発注している。このため、府内の授産施設等からの調達については、価格・量の両面で検討の余地があるものである。

このようなことから、平成15年度は、府内の授産施設における封筒の生産力・価格などについて、今年度実施した授産活動活性化総合事業の調査結果をもとに、分析を行うとともに、出先機関の発注分について、授産施設等から調達するシステムについて引き続き検討を行う。

② 受発注調整の機能の確保

府内には多くの授産施設が活動を行っているが、府の発注量を単体の授産施設で供給することが困難となる可能性がある。また、協同仕入れや複数施設での生産といった点で受注側の窓口も必要となる。そのため、大阪授産事業振興センターの役割を踏まえ、発注形態、方式などについて検討を進める。

③ 記念品、報償品の調達について

大阪府財務規則の運用の改正等により、授産施設等からの物品調達について事務が簡素化したことなどから、記念品、報奨品については授産施設等からの購入が急増している。

今後も授産施設等からの調達が可能な品目については、継続して取り組む。

2 緊急地域雇用創出特別基金事業の活用

■検討結果及び実施内容

○緊急地域雇用創出特別基金事業の新規雇用予定者の3%を障害者とする基本方針で従来から取り組んでおり、この方針は引き続き堅持する。【平成15年度実施】

○緊急地域雇用創出特別基金事業終了後の新規雇用労働者の再就職の促進については、平成14年度に、国から継続雇用・再就職活動の促しについて通知があり、府としても、委託先企業に働きかけを行う。【平成15年度実施】

○緊急地域雇用創出特別基金事業における求人情報の提供については、地域就労支援事業や母子家庭等就業支援センター事業などの各種就労支援事業と連携を図ることにより、これら支援機関と連携した就職支援について実施する。【平成15年度実施】

■検討結果の内容

(1) 障害者の雇用促進（平成15年度緊急地域雇用創出特別基金事業（予定））

平成15年度における緊急地域雇用創出特別基金事業の実施予定は、次のとおりである。

■平成15年度緊急地域雇用創出特別基金事業（府事業）

（単位：百万円／人）

重点項目	事業数	事業費	新規雇用・就業予定者数
安全なまちづくり	7	1,433	712
都市環境の向上	12	807	1,937
自立と安心の基盤づくり	31	822	988
学校教育の活性化	13	733	723
その他	18	333	221
全体計画	81	4,128	4,581

緊急地域雇用創出特別基金事業においては、就職困難層の雇用促進の取り組みを一層充実することとし、その基本方針において、「特に雇用環境の厳しい障害者については、新規雇用予定者の3%の雇用・就業をめざす。」こととしている。今後の事業実施にあたっては、このことに十分留意し、市町村も含め、この目標が達成できるよう取り組む。

(2) 常用雇用促進に向けた取り組み

緊急地域雇用創出特別基金事業については、公的部門における緊急かつ臨時的な雇用、就業機会の創出を図ることを目的に取り組んできた。この事業の実施にあたっては、新規雇用した労働者を当該事業の経験を活かして、その後の安定した雇用につな

げるよう事業の企画・実施に努めてきたところである。

このような中、厚生労働省より「緊急地域雇用創出特別基金事業終了後の新規雇用労働者の再就職の促進について」が通知されたところである。

同通知では、基金事業の委託先に対して基金事業に従事する新規雇用労働者を可能な限り基金事業終了後正式に雇用するよう促すことや雇用契約期間の満了が近づいている新規雇用労働者の再就職活動を促すことなどが示されている。

府としても、同通知を踏まえ、特別基金事業を受託した事業主に対して、新規雇用労働者の再就職の促進について働きかけていく。

(3) 求人情報の効果的な情報提供システムの構築について

基金事業による求人情報については、受託した事業主が公共職業安定所に求人情報を出すのにあわせて、発注業務所管課を通じて集約された情報を府のホームページや障害者団体や母子福祉団体、子ども家庭センターなどへ提供している。

一方、地域就労支援事業や母子家庭等就業支援センター事業などの就労支援事業も展開されてきており、基金事業による新規雇用労働者の事業終了後の再就職支援に向けては、これら就労支援事業との連携のもと実施することによる効果も期待されることである。

今後の基金事業による求人は、公共職業安定所を通じて行うことのほか、各種就労支援事業との連携を図ることにより、障害者や母子家庭の母について積極的な取り組みを促進する。

3 既存資源の福祉活用の検討

■検討結果及び実施内容

○既存資源の活用に向けた地域ニーズとのマッチングシステムの検討

- ・府営住宅については、これまで進めてきた、空き住戸を活用したグループホームの整備について、引き続き円滑な整備に向けた調整組織の設置を検討するとともに、建替えに際し、社会福祉施設の合築・併設を行うことを建替えに係る国の補助の要件とされたところでもあり、より円滑に地域の社会福祉ニーズに沿った社会福祉施設の導入が可能となるよう、関係部局等からなる調整会議の設置を検討する。【平成 15 年度継続検討】
- ・府立高校の余裕教室については、本年度より「府立高等学校余裕教室等活用推進モデル事業」を実施しており、事業実施校のホームページにおいて情報提供を行っているが、さらに、ボランティアへの支援を行っている団体等への情報提供を行うことにより、活用促進に努める。【平成 15 年度実施】

○府営住宅における住宅困窮者への優先入居と入居後の福祉支援については、既存事業の活用も含め、引き続き検討を行う。【平成 15 年度継続検討】

■検討結果の内容

(1) 既存資源の活用に向けた地域ニーズとのマッチングシステムの検討

①府営住宅

ア 府営住宅におけるグループホーム活用

府営住宅におけるグループホームの活用数は、これまでの積極的な取り組みの結果、全国の公営住宅での整備数の概ね3分の1を占めるに至っている。

しかし、現行の府営住宅の構造や空き家の状況等から、運営法人が希望する住戸の確保が難しいのが現状である。とりわけ痴呆性高齢者グループホームは、運営承認を得るための、構造や定員、職員の配置などクリアすべき条件が厳しい。このため、グループホームとして提供した府営住宅が最大限活用できるための仕組みが必要であり、府営住宅でのグループホーム活用に関する調整組織の設置を平成15年度に検討する。

イ 建替時の社会福祉施設の合築・併設

平成14年度以降に建替えに着手する大規模団地(100戸以上)について、原則として保育所又は高齢者施設等の合築・併設を行うことを、建替えに係る国の補助の要件とされた。

府営住宅の建替えは、基本計画、基本設計、実施設計という段階を経て進めるが、保育所や高齢者施設などの社会福祉施設の合築・併設については、建替えの基本計画の段階から検討を始める必要がある。

しかし、基本計画策定段階から工事着手まで2年ほど要し、その間に当初予定をしていた社会福祉施設ニーズが充足される可能性もあり、この時間のずれが、社会福祉施設を選定する際の課題である。そのため、社会福祉施設との合築・併設にあたり、できるだけ確に社会福祉ニーズをマッチングすることができるよう、関係部局等からなる調整組織の設置を平成15年度に検討する。

②余裕教室

府教育委員会においては、今年度から「府立高等学校余裕教室等活用推進モデル事業」として、府立高等学校26校で余裕教室等の活用に取り組んでおり、ホームページ上において、活用可能な余裕教室等の情報提供を行い、利用を希望する府民グループ等へのPRに努めているところである。

しかしながら、福祉関連のボランティア支援組織に対するヒアリングを実施したところ、事業に対する認知は十分ではなかった。

このため、ボランティア支援団体への情報提供を行うとともに、先進的な取組事例や活動状況など利用者が活用のイメージをつかみやすい情報の提供をホームページ等により発信することが、活用のきっかけになると考えられる。

条件面については、単発的な利用ではなく、一定期間継続的に使用を希望するところが多いが、様々な情報の提供により需給ニーズの調整につながるよう努めていく。

(2) 府営住宅における住宅困窮者への優先入居と入居後の福祉支援

①優先入居について

府営住宅では、総合募集、シルバーハウジング・車いす常用者世帯向け住宅募集、住宅困窮度評定募集、空き家特別募集などの方法で募集を行っている。募集戸数は、府営住宅全戸数である約 134,000 戸のうちの5%弱にあたる 7,000 戸弱を毎年度募集している。

そのうち総合募集においては、高齢者世帯、母子世帯（母子世帯に準じる状況にある世帯を含む）、障害者世帯、ハンセン病療養所等の世帯などを対象とした優先的入居（福祉枠）を設定し、募集戸数の概ね6割程度を提供している。これら福祉枠は、住宅困窮度の高い人たちを優先的に入居させるため重要であるので、引き続き6割を確保し募集していく。

また、介護を必要とする高齢者及び重度身体障害者の単身入居資格における自活要件については、政令の改正により手続等が明確化され、自活要件を判断する際、必要に応じて市町村に対して意見を聞くことができるとされた。しかし、市町村に意見照会してもその判断が難しいという意見もあるため、今後は、居宅・在宅介護サービス基盤の整備を進めるとともに、市町村と連携しながら、自活要件の統一的な取り扱いについて、平成 15 年度に検討を行う。

②入居後の福祉支援について

福祉入居の推進と平均居住期間の長期化に伴い、入居者の高齢化などが進み、支援を要する可能性のある福祉世帯が7割近くに達している。

このような支援を必要とする人々が集中する府営住宅入居者の福祉ニーズに対応し、地域レベルでの支援を構築していく必要がある。そのため、入居者に対する生活指導・相談支援体制の充実に向け、既存事業の活用状況や入居者の福祉ニーズについて現況を分析し、そのシステムづくりについて、平成15年度に検討する。

4. 公務労働分野における障害者等の就労促進方策の検討

■検討結果及び実施内容

○知的障害者の非常勤職員での雇用（事務）に向けた取組み

- ・知的障害者の就労促進に向けた実践的取組みとして、障害者の就労支援に主導的な役割を果たすべき健康福祉部において、非常勤職員としての雇用をモデル的に実施する。【平成 15 年度実施】

○母子家庭の母等の非常勤職員での雇用（事務）に向けた取組み

- ・母子家庭の母等に対し、職業相談や求人情報の提供などを行う「母子家庭等就業支援センター」に対して、府及び関係団体が非常勤職員等の求人情報の提供を行うことにより、母子家庭の母等の雇用を促進する。【平成 15 年度実施】

■検討結果の内容

(1) 知的障害者の非常勤職員での雇用（事務）に向けた取組み

平成 12 年度から、本庁職場において知的障害者の職場実習の受け入れを開始しており、平成 14 年度においては、計 3 回、12 部局等 15 課で 17 名の実習生を受け入れ、ほぼ全庁的規模での受け入れを行った。

実習の受け入れを通じて様々な課題が抽出されているが、作業マニュアルの作成、サポート体制の整備等の受入体制を整えることで、実習がよりスムーズに進む場合も考えられる。

このため、実習の継続により就労促進方策の検証を続けながら、期間の長期化など、より実践的な取組みにチャレンジすることが必要である。

実施にあたっては、これまでの職場実習受け入れのノウハウを生かしながら、新たな課題が出ることも想定されることから、まずは、障害者の就労支援に主導的な役割を果たすべき健康福祉部において、平成 15 年度モデル実施を行う。モデル実施をもとに、全庁的な取組みとして展開を図るために必要な課題整理を引き続き行う。

(2) 母子家庭の母等の非常勤職員での雇用（事務）に向けた取組み

母子家庭の母等については、平成 14 年 7 月に、(社福)大阪府母子募婦福祉連合会に委託して、職業相談や求人情報の提供など就労面から母子家庭の母等を支援する「母子家庭等就業支援センター」を開設したことから、同センターに対し、府及び関係団体が非常勤職員等の求人情報の提供を行うことにより、母子家庭の母等の雇用を促進する。

5. これまでの取り組みのさらなる推進と今後の推進体制について

○既存資源等の活用や授産物品の購入などこれまでの取り組みのさらなる推進

府営住宅や府立高校の余裕教室、府営公園など既存資源の活用については、多様な取り組みを行ってきたところである。

また、授産物品の購入や府有施設等敷地内での授産物品の販売などについても取り組みが進んできたところである。

今後とも引き続きこれらの取り組みを実施していくとともに、新たに同様の活用が可能となる取り組みについても、行政の福祉化の趣旨から進めていく必要がある。

そのため、これら取り組みについては、引き続き進捗管理を行うとともに、新たな取り組みについても、随時追加を行っていく。

○今後の推進体制の整備検討

今回の報告書を取りまとめた後、事業の進捗管理や継続して検討を行う事項を処理するため、「行政の福祉化推進会議（仮称）」を設置するとともに、様々な施策・事業構築の過程において、福祉的視点を取り入れる目的で、庁内各部局に「行政の福祉化推進員（仮称）」を設置する。

まとめ

昨今の福祉行政については、支援を要する障害者や高齢者、母子家庭の母といった対象者別にサービスの専門化、多様化によって着実に発展を遂げてきたが、このことが専門分化した制度のはざまに落ちる人々との格差が拡大したり、見過ごしてしまう傾向にあることや、個人が困難を抱える状況も多重化、複雑化していることから従来の制度・組織だけでは、対応しきれない課題も発生してきている。

そのため、これら課題解決にあたっては、福祉はもとより、住宅や就労など、行政のあらゆる分野が連携して、一人ひとりの特性や置かれた環境に応じた効果的な支援を図る必要がある。

行政の福祉化の取組みは、このような今日的課題に対応する府における挑戦であり、公共発注や公務労働、既存資源の活用にあたっては、常に福祉的視点を用いて取り組むことで、少しでも支援を要する人々の助けになる、あるいは新しいものをつくりだす絶好の機会と捉え、今後とも持続した取組みが必要となってくるものである。

また、このような取組みが、府民の幅広い協力と理解のもと、市町村をはじめ、国、企業などにも広がり、障害者や高齢者、母子家庭の母などの自立支援につながっていくことを期待したい。

行政の福祉化推進プロジェクト 継続実施項目一覧

	項 目	事業概要
【緊急地域雇用特別基金事業】	○市町村への働きかけ	○基金事業の実施に障害者等の雇用・就業機会の拡大の働きかけの実施
【公共事業発注における雇用・就業促進】	○公共事業、物品等の発注にあたっての障害者雇用の啓発の実施 ○競争入札における障害者雇用の配慮または排除 ○物品購入等における随意契約の活用 ○大阪知的障害者雇用促進建物サービス事業協同組合の事業拡大	○入札参加資格申請時や格付け通知の際の啓発リーフレットの配布 ○入札参加資格申請時における障害者雇用状況報告 ○建設工事入札参加資格の等級区分評点における障害者雇用率を超える企業への福祉点の加算 ○障害者雇用促進法により、国が公表した企業に対する指名停止措置の実施 ○少額随意契約制度を活用した授産物品調達のための取扱指針の策定及び調達の拡大 ○大阪知的障害者雇用促進建物サービス事業協同組合への府有施設の清掃業務委託を通じた就労訓練の場の提供
【既存資源の福祉的活用】	○府営住宅における車いす常用者世帯向け住宅の整備 ○府営住宅におけるシルバーハウジングの整備 ○知的障害者・精神障害者グループホームへの府営住宅の提供拡大 ○府営住宅敷地の有効活用による都市型小規模保育所など託児施設の整備 ○府営住宅の痴呆性高齢者グループホームへの提供 ○特別養護老人ホームの要退所者の府営住宅受入	○車いす常用者の方々に対するハーフメイド方式による住宅（MAIハウス）の整備及び既設中高層住宅の改善 ○市町村等による生活援助員の派遣とバリアフリー化された住宅の整備とがセットとなったシルバーハウジングの整備、提供 ○知的障害者・精神障害者の自立を促進するため、グループホームの開設にあたっての府営住宅の提供拡大 ○都市型小規模保育所の2ヶ所の具体化を含め、託児施設の整備 ○痴呆性高齢者グループホームの整備条件に合致した住宅を選定し、モデル事業を実施 ○入居の円滑化のための方策について検討

	<ul style="list-style-type: none"> ○母子世帯に準ずる世帯の府営住宅への入居 ○府営住宅における住宅供給と福祉サービスの新たな連携モデル団地の形成 ○府営公園における授産製品の販売 ○花の文化園における授産製品の販売 ○府営公園の福祉的活用の検討 ○花の文化園を障害者の生きがいづくりの場として提供 ○食とみどりの総合技術センターにおける農とみどりのふれあいを通じた交流の場の検討 ○府立高校余裕教室の福祉的活用の検討 ○未利用地等公有地所管部局と福祉部局が情報交換・協議を行うシステムの構築 	<ul style="list-style-type: none"> ○ドメスティックバイオレンス等により、婚姻関係が事実上破綻している母子世帯の福祉世帯向け募集の受付 ○高齢者世話付住宅（シルバーハウジング等）生活援助員派遣事業」の実施 ○府営公園内の売店で販売実施 ○花の文化園での授産製品の販売拡大及び授産品フェアの開催 ○府営公園で使用する花苗の生産を通じて障害者と来園者が交流できる授産施設の設置検討 ○障害者等の自立や癒し等に活用するための福祉花壇の整備及び農産園芸福祉ボランティアの養成 ○障害者の癒しの場としてのヒーリングゾーンをはじめ、福祉農園、交流の広場の整備、活用と農産園芸福祉ボランティアリーダーの育成 ○「府立高校余裕教室等活用推進モデル事業」を創設し、府立高等学校26校32教室で活動の場の提供 ○1,000㎡未満の未利用地情報の福祉部局への提供
--	--	--